HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道に於ける盗伐の個別的研究
Author(s)	佐藤, 昌彦
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 7, 69-90
Issue Date	1939-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10665
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_p69-90.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道に於ける盜伐の個別的研究

佐藤昌彥

一、序言

本稿は、當北大農學部農林法律學講座擔任小林巳智次助教授が主宰せられ、服部報公會から援助を受けられつゝある、本邦林野制度の研究の一部を爲すものである。

此の研究に參ずるを許された自分の企圖した所は、林野制度を考察するに當つて林野に關する犯罪方面に着目して、その研究の結果から林野制度に關する何等かの結論をひき出さうと言ふのに存した。此の爲に先づ北海道を研究の對照として資料を蒐集して、盜伐事件に關する刑事統計的研究を試みたのであるが、其の一部は今發表の運びになつて居るので、本稿に於てはその續稿とも言ふべき意味に於て具體的事件に關する研究を述べる事としたのである。勿論、北海道に於ける盜伐事件は、その數は現在も決して尠くはなく、又過去に於ても重大と考へられる事件が數多起つたのであるが、次には自分が過去一年半餘の研究に於て蒐集するを得たものゝ中の一事件の個別的研究を述べるに止める。之は必ずしも此の事件が重大であるからではない。蓋し事件そのものゝ輕重に就ては、今輕々に之を論斷すべきではなく、しばらく後の研究の結果にまつべきものであるからである。只、本研究の如きにあつては、事件記錄の蒐集は必ずしも事件の輕重或は年代に從つて、行はれ得るものではなく、

事の便宜に從つて行はれるが故に、先づ自分の手許に蒐集され得たもの〻中から、便宜一つを選び出したものに止まるのである。從つて本稿は、盜伐の研究自體として未完成であると共に、盜伐事件の個別的研究そのものとしても、未定稿であるのである。元來、犯罪の個別的研究は、各個の事件の個々獨立の研究に止まるべきものでなく、研究の對象となつた各個の事件が全體として一のリンクを形成し、一の犯罪現象の具體的見通しに役立つものでなければならないのであつて、研究の目標は此の點におかれなければならず、又發表せられるものは、斯の如きものであつて始めて、價値あるものとせられるのである。從つて、自分が、アトランドムに取りあげた次に述べる一の事件の叙述は、かゝる意義に於ては、價値の乏しいものである事は勿論である。然し、蒐集した資料の早速の整理と言ふ事は之亦一の仕事として見らるべきものと信じたのと、一は、又此の事件も將來、無價値なものとして棄て去らるべきものではなく、盜伐なる一の犯罪現象の綜合的な研究の抜き差しならぬ一の環を形成するものと、自分はひそかに考へて居るが故に、敢て本稿を發表するに至つたのである。

事件の叙述にあたつて、人名は假名を用ひて居り、關係官廳や官職等に付ても、假稱を用ひたものがある事を御斷りして置きたい。之は現存する關係者の迷惑を慮つての事である。尙本稿を草するに當つては、小林助教授の指導激勵に負ふ所の多いのは勿論であるが、更に關係官廳その他から便宜を受けた事は多大なるものがある。夫等の方々は實に多數であるので一々御名前をあげる事はしないが、此の機會に厚く感謝の意を表する次第である。特に北大演習林宮脇助教授、北海道廳下條屬、釧路營林區菅谷署長、同原技手、遠輕營林區署加藤屬からは自分の實地調査その他にあたつて多大の便宜をあたへられたのであつて、此の機會に特に謝意を表する次第である。

二、本　論

一、事件名　標茶（シベチヤ）盜伐事件

標茶事件見取圖

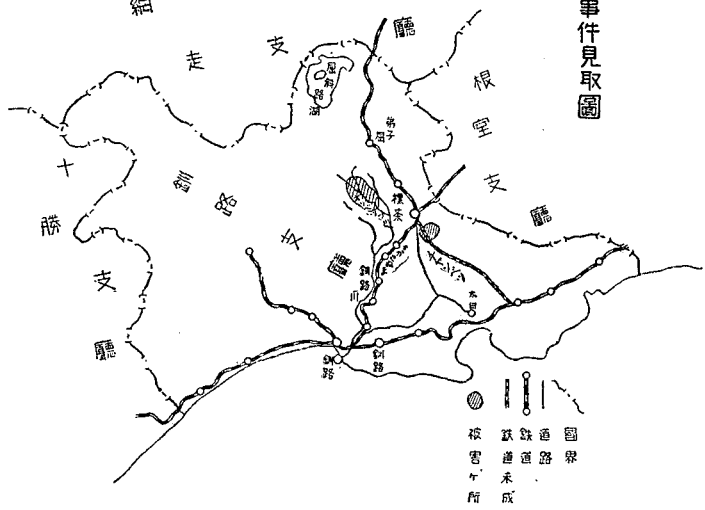

二、場　所　本件犯行の場所は、上圖の如くである。被害箇所は大別すれば二箇所である。一は釧路國標茶市街の近傍チヤンベツ及びルヽランで、他はオソベツであつて、何れも濶葉樹林である。

三、關係者　被疑者として司法警察官が檢事に送致した者は總計二十七名であつたが、その中檢事が豫審を請求した者が十一名であり、そのすべては豫審終結して公判に付せられたのである。その罪名は、瀆職、背任、公私文書僞造行使、證憑湮滅、橫領、公務所記號不正使用、窃盜が一名、背任、窃盜が二名、背任、私文書僞造行使、窃盜が一名、窃盜が三名、背任が三名、贈賄背任、公文書僞造、窃盜が一名である。職業は、官吏一名、木挽職二名、造材業二名、農業二名、造材業兼農業二名、商業一名、料理店業一名である。住所は標茶居住のものが七名、チヤンベツ居住のものが二名、釧路居住のものが一名であり、他の一名は、當時釧路、標茶市街、或はオソベツ等に轉々住所を變更して居た者である。

四、時　期　犯行は昭和二年七月より昭和三年四月に渡つて居るが、昭和三年三月、所管官廳の監査によつて發見され、四月始めに司法警察官から檢事に書類が送致され、同四年二月に公判に付されたのである。

五、被　害　被害林木の樹種、材積、價額は左表の如くである。ヤチダモの多いのは、被害箇所は大部分、

山火跡地であつて、澤沿ひにヤチダモが殘存して居た爲と、當時ヤチダモの市場價格が騰貴しつゝあつたからであらう。又オソベツに於ては、流送に依つた爲、流送に便なものを選んだ事も一の原因である。

標茶事件損害調

樹種	本數	石數	金額	樹種	本數	石數	金額
生立 ヤチタモ	八六三	八、九二五	二二、六〇三・三七円	生立 カツラ	五	一〇一	八二・二三円
枯立 ヤチタモ	八一	五九五	四六一・六六	倒 カツラ	一	九	一・二六
倒 ヤチタモ	一六	一二八	八四・三一	生立 シナ	二	一二	九・一三
生立 セン	一三六	一、八七一	二、三六八・三四	生立 アカタモ	一三	一〇〇	六八・七一
枯立 セン	一三	九三	六五・二四	枯倒 アカタモ	三	一三	二・三〇
倒 セン	八	八八	六一・七三	生立 イタヤ	三	四〇	八・四七
生立 ナラ	二〇四	一、八七七	一、四三八・六八	生立 ガンピ	三	二八	二九・九六
枯損 ナラ	二七六	一、三七八	三六一・四八	生立 ハンノキ	四	六	一・六六
倒 ナラ	一一三	六五五	一四九・三〇	生立 サクラ	一	五	六・四五
生立 シコロ	一三	一一〇	一三五・四三	ヤチタモ 柮木	四六	八五五	二、八〇六・一六
枯立 シコロ	一四	五三	三三・二四	生立 雜	二	九四	三三・六五
倒 シコロ	一六	六六	三三・六八	總計	一、八三八	一七、三三三	二〇、七五五・四〇

本表に於ける損害金額は大體次の様にして算出されたものである。伐根から材積を推算し、又一方釧路市場の市價（造材百石に付ての）から造材費、運材費、雜費を差引いたものに造材歩止りを乘じて原木單價を算出し、此の兩者を乘じて損害額としたものである。即ち山元價格を以て損害額としたものであつて、之は山元に於て其の當時賣却せられたと假定し、其の場合取引せられたであらうと言ふ價格なのである。然し該立木は、盜伐採行爲のあつた當時、伐採せらるべきものでなく、將來、更に價値が增加した時に賣却せらるべきものであるかも知

れず、或は亦永久に伐採せらるべきものでないかも知れないのである。從つて、損害の計測に當つては之等の點に着目して、將來得らるべくして而も失なはれた利益を更に考慮に容れるべきものゝ如くに考へられる。賣却と言ふ事を前提條件としての損害額の算出は、損害の意義を狹義に解しすぎて居るのではないか。得らるべき利益の算出に付て何等か合理的な方法が案出せられなければならないと考へる。盜伐の重要性と言ふ點からも此の事は考慮せられる必要があるのである。

六、態　様　本事件の特徴として見るべきは、關係者の數の比較的尠い事である。公判に付せられたものは十一名であるが、その內、中心をなすものは、森林監護の任にあたる林務官吏であつて、而も、此の者は、盜伐による利益を直接には享受して居らず、此の者をめぐる他の十名が利益を得て居るのであつて、その受益の割合は、左表の示すが如くである。

關係者別損害調

關係者名	本數	石數	金額	關係者名	本數	石數	金額
山神	四三七	四、〇六三	五、八三、〇〇円	山藤吉、山武根	九	四三	一〇、七五円
山高尾	九七	八九三	一、五五一、二八		二六	四七三	一、六〇八、二〇
山北下	九一八	七、二〇一	六、三九一、七五		一六一	二、二六八	二、九二九、二〇
	一七〇	一、九九八	二、〇一四、一八				
	二〇	三六四	一、〇七七、〇四	總計	一、八三八	一七、三三三	二〇、七五、四〇

最も大なる利益を受けた者の中、山神、山尾、山北は何れも造材者であり、又山根は料理店業となつて居るが造材が本業であるのである。又山下は杢質を業とする者であつて、道內各地を渡りあるき、條件の好適な所、即ち杢木があり且つ林務官にその人を得ない所に於て犯行を爲すを業とするものであつたと考へられる。而して、

現在に於ては、關係者の大部分は本件發生地には居住して居ないのである。之は本件發生後は、造材によつて利益を得らるべき事業が最早や存在して居ないからと見るべきである。此の事からして本件は、地元農民が、その日の糧に窮して行つたものでない事が明かとなるのである。又かゝる性質を有する盜伐は輸送の便と大なる關係を有する。本件は釧網線が標茶まで開通した直後であり、從つて、標茶附近の伐採木は直ちに汽車で輸送するを得又オソベツから流送したものも、敢て釧路まで流送するを要せず、途中から汽車積みとなす事も亦容易であつたのである。かくの如く、本件は薄志な林務官をめぐつて利益を爭ふ造材者の惹起した事件と見るべきものであるから、本件の態樣を研究するにあたつても此の點に重點を置く必要が存する。よつて、自分は次に、本件の中心人物である山林主事山田某が、豫審判事の本件犯罪の動機に關する訊問に對する答辯を錄したものを基礎として、本件の內容を檢討して見たいと考へる。但し山田の陳述そのまゝでなく、附加或は削除した部分が存する事を注意しておきたい。以下自分と稱するのは山林主事山田自身であり、又註は佐藤が附したものである。

「自分は、大正十五年五月十五日標茶擔當區員として着任し、[註一]同月二十日前任山林主事某氏から事務の引繼を受けましたが、同主事は、自分に對し、當地の木材師であつて、現在上オソベツ殖民地內で造材中の山尾某には、[註二]巡視の都度厄介になるからと言つて、其の頃標茶某旅館宿泊中の山尾の部屋で同人に紹介され麥酒等の饗應を受けたのであります」

註一　山田山林主事は大正十五年五月八日山林主事を拜命したものであつて、本件發生によつて休職となるまで、標茶に在職して居たのである。即ち森林監護の第一線に立つ山林主事として、最初に着任した場所に於て、本件の如き事件を惹起したのであつて、經驗の乏しい者に對しては、充分の監督が必要である事が、知られ得る。然し實際に於ては、かゝる嚴重な監督は容易に行ひ難いものである事は、標茶擔當區員の管掌區域が熊牛村一圓から厚岸郡太田村茶別迄にも渡る約六十方里の廣汎なものであつた事からも明かである。又擔當區員として

の職務範圍は、管轄區域內の監護、生產物賣拂に付ての立木調查其他管轄所長から特命せられた事務であつて、權限としては、大なるものではないが仕事としては相當多量であつて、此の事は監督の困難を惹起すると共に、又山林主事自身或ひは周圍をして主事の權限が大であると誤解せしむる原因となるのである。此の點は後に詳述するが、本件發生の一原因として見るべきものと考へられる。

註二　山林主事が管轄區域內の造材師から饗應を受けるが如きは、嚴に愼まなければならない事であるが、又造材師と或る程度の聯絡を有する事は職務の遂行上必要な事もあるから、此の點の限界は容易に劃然となし難い。山尾造材師は、本件に於て最も重大な損害を惹起せしめた者である。

「同年六月下旬頃、同地の新聞店某より前任山林主事の出願取扱に關し、話がありましたが、夫に依れば、前任主事は、同地山本某氏以外には、殆ど官林木の拂下取扱を爲さず、加之、大正十四年中に於ては、前主事の指示によつて、同地多數者が、山本氏を代表者として、相當多數量の薪材の買受申込をなし、之に對して實査命令があり、各自費用を分擔して、下見をしたが、實際拂下許可は、山本氏にのみあつたと主事は言ひ、共同出願者には、一本の木も拂下げず、而して、山本氏は獨りで之を買受けた後、上述の山尾に轉賣し、山尾は之を薪に造材せず全部枕木として、釧路に流送したので、村民は憤慨し、主事排斥の運動を起し、新聞紙に發表の計畫をしたが仲介人があつて事なくすんだ樣な事實があるから、以後不公平な取扱はしない樣にされたいとの事を聞きました」[註]

註　薪材として拂下げられた林木は、薪材として使用すべきものであり、又その用途にのみ用ひ得るが故に薪材として拂下げられたものであつて、薪材が枕木となるわけはないのである。從つて、若し斯の如き事實があつたとすれば、夫は被拂下者、及び造材者が拂下に名を借りて、不當な利益を得た事を意味するのであつて、斯の如き取扱は勿論不法なものであるから、上述の如き言を弄して、かゝる取扱をされたき旨を要求する事は、山林

主事に對して不當な壓迫を加へ、その取扱ひの違法ならん事を要求するものである。山林主事が着任早々かゝる壓迫を受ける事は、主事の手心の如何によつて提供され得る利益が多い場所に於ては決して珍しくない事であらうが、かゝる場合に於ける主事の行動の如何が其後の發展の分岐點をなすものであらう。

「同年八九月中の事ですが、同年は農産物大凶作であり、又同年六月中上オソベツに山火があつて、多數の燒損木を生じましたが、之に從來からあつた多數の枯損木を加へて、自分は、凶作による部落民救濟と森林防火組合策の一助に供する爲、被害枯損木等は、發見の都度、賣拂の手續を取らうと思つたのであります。而して、買受申込(註)があると、其の願書には、右の樣な趣旨の事柄を復命する樣に規定された法規があるものですから、自分は夫によつて賣拂をしてやらうと考へて居たのであります」

註　林務例規に依れば、林木の拂下の手續きは次の如くである。出願人が所轄所長宛樹木賣拂を出願し、所長に於て賣拂の見込みがあると思料した時は、右の願書に期限を附した實査命令書を添付して擔當區員に廻送する。擔當區員は此の命令に從ひ、出願人若くは其の代理人立會の下に立木調査をなし、賣拂をなし得る樹木には極印を押打する。極印は昭和二年十一月三十日迄は、北山、北檢であり、夫の以後は番號を附した山、及び檢であつて、山極印は下方に檢極印は上方に打記し、伐採は之等二個の極印の中央から行ふ事になつて居る。又石數は輪尺を以て目通りを測り全長は目測し、野帳に樹種直徑全長、材積を記載し、且つ單價評定書を作製する。之は單價評定書甲と呼ばれ、更に製作費、搬出費等を調査した單價評定書乙を作製するのである。主事は之等の評定書に復命書を添へて、期限迄に所長に提出する。之に對し、所長からは、賣拂を承認し、請書等を提出すべき旨の所長名義の指令書が送致され、之に對し請書を提出した時、始めて賣拂契約が締結されるのである。請書の提出によつて、本所より納入告知書が來るのであるが、その期限迄に代金を郵便局或は日本銀行代理店に納入し、本所では、その納入通知があると本所又は擔當區員詰所に於て賣拂物の引渡をなすのであるが、之は現實の引渡で

はなく、領收證の差出によつて、完了するものである。又生立木は、施業案に編成された場所であれば、賣拂出來るのであるが、其他の場所では枯損木燒損木でなければ賣拂が出來ないのである。而して本件發生の場所はすべて施業按未編成林であつた。

「而して、前述した山火に對し、山尾が其の消火に盡力しましたので、自分は、前所長に表彰方を申込んでおきました程でありました。又部落民の選定に依つて、山尾と山北某（佐藤註、本件關係者の一人造材師）とを責任者として、上オソベツ殖民地の上オソベツ川以北を山尾分とし同以南を山北分として、前述部落民救濟策として、燒枯損木の賣拂をなすべく、買受申込書を提出させ、その實査命令がありましたので、川の以北に於て約三百、以南で約百五十本の樹に北山、北檢の極印を打入しました。然し、其の復命方に付て、疑義の點がありましたので、本所に、その指示方を申出た處、所長から、爾後、被害枯損木發見都度賣拂處分をしない旨の指示がありましたので、兩名に此の旨を傳へました。一方極印は、當然削除すべきものでありましたが、何しろ廣汎な地域でありますため、つひ、そのまゝ削除せず放任しておいたのであります。[註]其後、右調査木に對して、大正十五年十月十一月、十二月、昭和二年二月に亙つて、部落民並びに防火組合救濟の目的で、部落民並びに熊牛村長から正式に屢々請願しましたが、不許可となつたのであります」

註　極印を打記した事は正當な手續きであつたが、それを削除しなかつた事は、違法である。此の不當に極印を打記された林木が存在した事が、後の事件惹起の一の動機となつて居る。之等の林木が盜伐の種木となつたのである。

「大正十五年十一月中、當時本所詰某技手が自分に對し、是非所長の姪を仰妻せよと、種々高壓的にすゝめましたが、自分はその高壓的な態度に反感を抱き、體良く拒絶しました。其の後、上オソベツ山中某が自分に對し、良緣があるから、妻を貰つてはどうかとの事でありました。自分は、前の某技手に對する反動的な氣持ちもあり、

且又、良緣であるとも考へたので、同人に對し、媒介の勞を取つて呉れる樣依賴し、且つ婚禮の費用に付き心配して貰つたのであります。所が、山中は、其の費用として、前述の山北から百五拾圓を借用してくれたのであります。尤も、その內五拾圓は、山中が私用に費消したのですが、昭和三年二月中旬頃山下某（佐藤註本件關係者の一人、杢買を業とする者）を介して、自分に返濟して呉れたのであります。かくして、大正十五年十二月五日現在の妻と結婚致したのでありますが、その披露の際は主として、山中や山尾の世話になつたのでありまして、山尾からは、祝儀として金五拾圓を熨斗袋に入れて贈呈を受けました。右の緣因が、後になつて自分の本件犯行を爲すに至つた遠因[註]となつたのでありますが、此の事は申述べず、次に生立木を賣拂ふに至つた原因を申述べます」

註　官吏として、唯一人廣汎な地域を管轄する山林主事が部落民から反感を抱かれては、其の任務を遂行する事は勿論困難であるが、あまり親近する事も考慮に値する。山田主事に妻帶の世話をなした山中は部落の有力者であるが、此の事件をよく知る者の言によれば、此の事が、山田の犯行の原因であると言つて居る。即ち之を機緣として山中其他部落民に近づき、又山中を通じて造材師山北に債務を負ひ、又山尾から祝儀を受けたのである。債務を負つた事は後の行動の拘束を受ける事であり、又多額の祝儀は名目の立つ贈賄をせられた事であつて、何れも、のつぴきならぬ境地に踏み込む第一歩であつたと言ふべきである。

「大正十五年十一月中の事であります。其の前年度分の釧路市某に賣拂した燒枯損木千石餘に對し、その每木調査は、自分の前任主事が、致したのですが、自分は其の伐跡檢査[註一]を致しました所、其の賣拂木は悉く生立木でありましたので、不審に思ひ、伐根調査に立會つた星某に對し、尋ねました所、同人は從來、標茶附近では、枯損木の賣拂に對し、此の程度の立木を許可して居たとの事であり[註二]、且つ同人は、猶、枯損木と言つても鐵砲虫の通つたのや、白腐れ日割れ等した所謂純然たる枯損木は、用材は勿論、薪材としても駄目であるから、誰も百石七十圓八十圓と言ふ高價を以て、買ふ者は居らぬと答へました。實地に嚐い自分は成程と思ひ、今後の處分程度は

右に準じてやらうと考へ、且つ此の考へを右の星に話した様に記憶して居ります」

註一　賣拂木に對しては、伐採搬出後直ちに伐跡檢査を行ひ、檢極印を打記する事となつて居る。此の伐跡檢査が勵行せらるれば、盜伐は或程度迄防止され得、又尠くとも早期に發見され得る。伐跡檢査から發見せられた重大事件は尠くない。又賣拂の實査と伐跡檢査とは同一人でなく、別人が行ふ方が不正を防止する。此の事は實際に行はれて居る。

註二　枯損或は燒損木と生立木との區別は、盜伐事件に於ては、多く問題となる事であるが、その區別は林務例規に明記されて居る、即ち枯損木燒損木とは全然枯死して生氣のない樹木であつてその原因の如何は問はないのである。斯く區別は極めて明瞭であるにも拘らず、疑問が生じ、問題が發生するのは、實際の取扱にあたる者の手心が之の明確な區別を緩める事から來るのである。

又、右の山田主事の申立にある釧路某に拂下げた林木が生立木であつたのは、生木を枯損として拂下げたのではなく、被害木として拂下げたものであつて、此の事は公判廷に於て證人により明かにされたのであるが、被害木は生枯損の區分の外に立つものである。然るに山田主事は此の事に就て知る所がなかつた爲（被害木の處分は山林主事直接の任務に屬しなかつた爲であらう）上述の如き疑問を生じたのであらうと思はれる。

「次に昭和二年二月中の事と記憶しますが、標茶下野某等から官林木の買受手續[註]を尋ねられましたが、賣拂は特定人に限る事はなく、誰に對しても必要と認めれば、許可になる旨及樹木損傷の程度に付ては、前述の星某に話した様な程度のものは、調査してやる旨を申した様に思ひます。夫から、同年三月中の事ですが、上茶別部落民に對し、凶作救濟並びに防火組合發展策として、官林木の賣拂が行はれる事となり、太田村字茶別部内三十四戸分に對する約三千六百石は之を山北に於て、又熊牛村茶別部内約八戸分に對する約千二百石は之を山尾に於て各造材する様になりました。處が、山北は全部を造材したいと言ふ野望を抱いて居たものと見え、熊牛村長某氏に

對し、山田は、俺の御蔭で、妻帶もなし又費用等も全部俺が支出してやつたのに、今回茶別扱の拂下木を全部俺れに造材させず、山尾等に分けてやつたり、猶上オソベツ方面に於ても、一向儲けさせて呉れず、返禮もせぬ義理の分らぬ奴だと言つた相で、夫を山尾が聞いて來て、自分に對し、右の話をした後、山北から借りた金は返しなさい。俺れが夫を貴殿に貸與してあげると申したのであります。然し、自分は、山尾から借りても、又同一結果になるものと思ひ、山尾の申出を辭退したのであります。而して其の後山北に對し、右樣の事を猥りに他言せぬ樣懇願し、金は年內に返濟する旨を申入れました。猶右百五十圓に就ては、山中から山北に預證か借用證かが差入れてあるとの事でありました」

註　林產物拂下の手續は、上に述べたが、出願人がかゝる手續を熟知して居たか否かは、窃盜罪の成立に重大な關係を有する。山林主事が出願人の請託を容れて、不當な拂下を行つた場合、かゝる拂下が、本來、山林主事の權限に屬しない事を、出願人が知つて居れば、窃盜の犯意の存在は證明出來るが、若し知つて居ない場合には、積極的な證明は得られない事となる。犯行者は多く、此の點に於て抗辯を提出し、犯意を否認するのである。かつて拂下を受けた事のある者であれば、斯る理由に基く抗辯は認容せられないのが當然であるが、然らざる場合には、困難な問題が發生するのである。

「昭和二年五月頃、山尾が本所宛で、上オソベツ國有林に於て燒枯損木（前述した大正十五年中調査し極印を打入した木）を買受け度い旨の申込書を提出したものと見えて、自分に對し所長から實査命令がありました。所が山尾の出願材の用途は枕木造材でありましたが、山尾は枕木資材買受の資格は、規定上ないので、自分は所長宛其の旨復命し、山尾に對しては、單に許可出來ない旨を告げ、且つ申譯的に、其の中に何か他の方法で賣拂になる樣してやると申しておいたのであります。然る所、同年七八月中、上オソベツ山谷某が同地國有林で盜伐をしたとの事を、誰からであつたか失念致しましたが、聞知しましたので、八月末頃と思ひますが、同地に出張し、

調査の結果、盜伐の事實が判明致しました。所が、上述の山中、山北等が自分に對し、不檢擧方を懇請し、自分も亦、檢擧を欲しなかつたので、其の犯跡を隱蔽するつもりで、山谷より正式の申込書を提出せしめたのであります。[註一]而して、同年九月頃右申込に對する實査命令がありましたが、其の頃山尾は、自宅に參り、山谷の盜伐不檢擧の事實や、又正式賣拂申込書提出の事實を承知して居るが、右賣拂分を俺れに伐らして呉れ。山谷の方に對しては、俺の方から良く話をつけてをくから是非左樣取扱つて呉れと繰返し懇願しましたので、自分は同年九月末頃、盜伐の分八本を控除した七十二本を調査してやつた次第であります。[註二]」

註一　山谷の盜伐は、本數も尠く、被害金額も二十圓程度であつたのであり、情狀も酌量すべき點があつたのであるから、事件を本所に送付しても、司法警察官としての微罪處分を爲されたであらうと思はれる。山田は司法事務には勿論習熟して居なかつたから、かゝる事柄は知らなかつたであらうが、之に對して、正式申込書を提出せしむる手續をとつたのは、部落民の懇請があつたとしても大なる失態であつた。即ち山谷の犯罪を蔽はんが爲に、自ら證憑湮滅罪（刑法百四條）を犯すに至つたのである。之が山田の第一の犯罪である。如何に司法事務を知らないとは言へ、司法警察官の職務を行ふものが、就任後、二ケ年にして、かゝる犯罪を犯すに至つたのは、それ等の點に關する訓練に缺けた所があつたのではないかと考へられる。而して、此の犯行の動機として考へられる事は、前述した山田が調査し、極印を打記し、削除すべくしてそのまゝ放任した數百本の林木を處分せんとした事であつたと思はれる。何等かの方法を以て、かゝる林木を消滅せしめんとしたのであつたのであらう。山田は山谷をして賣拂申込をなさしむる際、本來は山谷が差出すべきものを、自ら代書し、且つ山谷に關してのみならば、盜伐木八本の賣拂申込で足りるにも拘らず、八十本として、山谷には之を秘して提出したのである。即ち林木處分の一方法となさんとしたのである。

註二　山谷の賣拂申込に對して、所長から實査命令が來たのであるが、之に對し野帳及び單價評定書を作製し

且つ實査復命書を提出しなければならないのであるが、山谷の分は既に調査してあるので、他に七十二本を調査したが、それはかつて極印を打記したものであつて、所長から實査命令の來たものと元來異るのであるが、命令のものを實査した如く、虚偽の野帳、評定書、復命書を作製行使したのである。之は公文書偽造行使罪（刑法百五十六條）であつて、山田の第二の犯罪である。而して、かゝる調査木を山尾に伐採せしめたのは、山尾の懇願を容れての事であるが、何等かの方法を以て處分すべく考へて居た所に、從來から恩義を受けた山尾から懇請され、むしろ喜んで之を受諾したものと考へられる。

然るに、實際伐採にあたつては、山尾は新たに良木を選定し山田をして之に新に極印を打記せしめたのであつて、此の點に於て山田の計畫は失敗したわけであつたが、夫は山尾の壓力の大なる事を證明するものである。又山尾がかくして伐採した行爲は、明かに山谷名義に假裝して、盜伐を行はん事を意圖したのであつて、窃盜の犯意は否認する事を得ない、一方山田が極印を不正に使用した事は、公務所記號不正使用罪（刑法百六十六條）であり、又山尾の窃盜行爲を幇助した事にもなる。

「次に、昭和二年八月頃、星野某から薄荷製油用枠材として、ナラ枯損木の買受申込があり、確か自分が申込書を代書し、所長に提出せしめました。同年九月頃、前述の山尾に調査してやつた直後、右星野分の實査命令がありましたので、星野に其事を知らせました所、同人は、造材を山北に依頼したから、實査立會には、山北が行くからと申したので、山北を立會はせ、上オソベツ國有林に赴いて枯損ナラ（一昨年の既調査木中）九十本を實査し更に野帳を作成した時、山北はナラでは困るから是非ヤチクモに變更して呉れと頻りに懇請しましたので、自分は調査丈けはするが、許可になるか否やは本所で決するのだから、兎に角、申述べて見て遣ると申し、更にヤチタモ九十本を實査し極印を打入してやりました。其翌日、山北は、自分に對し、自分の痔疾のある事を知つて居ると見え、病は早く治さなければ命にかゝはる。金の都合が悪ければ、百圓位を立替へて遣ると申したのであ

ります。猶同人は、ヤチタモの方が許可にならなければ困る。星野には權利金を支拂はなければならないからと自分に聞える様に獨語して居りました。自分は、金は借りたいのでありますが、山北に對しては、前の借分もあるから其内に御願ひすると申し斷りましたが、内實は、借用したい氣もあつたのでありますが、本所に對しては、ナラ九十本として復命しました。[註]十月二十日頃、許可指令書が自分經由で、星野宛に參りましたので、上オソベツの山北方に持參し同人から星野に手交方を依頼しました處、同人は指令書や請書等を星野に見せ度くない様申しましたが、請書に捺印の必要上、山北は右書類を星野方に持參致しました。請書を本所に提出する事は自分は山北の依頼に依りその取扱を爲し、指令書は山北が所持して居たのであります」

註　此の事實は多少複雜して居り、且つ公判に於て確定した所と差異があるのであるが、山田がヤチタモを調査しながら、ナラとして復命した點は、公文書僞造行使罪及び公務所記號不正使用罪を構成する事は明かであるが、之は山田の陳述に依れば、山北から百圓の贈賄を受ける以前となつて居るが、公判に於ては、山北から百圓の贈賄を受ける約束の下に山北の請託を容れた事となつて居る。事實、直ぐ後に明かとなる如く、山田は此の事に對する報酬として山北から金百圓を受領して居るのであるから、かく見る方が妥當であらうと思はれる。又、ナラとして復命した事は、ナラならば許可になり、ヤチダモであれば許可にならない事をよく知つて居るのであるから、山北の請託を容れる意思は、兹でも明かに看取されると言はなければならない。兹に於て、山田の瀆職罪、山北の贈賄罪（刑法一九七條一九八條）及び山田の背任罪（刑法二四七條）山北の竊盜罪が構成されたのである。

「其頃、山谷は自分に對し、同人の盜伐隱蔽分の許可指令書を示し、八十本、木代金百七十三圓十六錢となつて居るが、如何なる譯かと尋ねましたので、山尾が山谷に何等交涉して居ない事が判りましたので、自分は狼狽し、山谷に對し、之は數字の單位を誤つたものであらうと申しました所、同人は、木代金を納入して呉れと申しまし

たので、同人から十六圓三十二錢を預り、請書を渡して貰ひ、歸宅後、其旨を山尾に告げ、至急山谷の了解を得べき樣に申し、且つ右金圓を同人に交付し、請書は本所に提出したのであります。昭和二年十月二十四五日頃、自分は、釧路に出張の際、山尾は右山谷分の木代金百七十四圓を同人の金主たる木材商堅木某[註]より受取り納入して呉れとの依賴があつたので、その通り取計つて遣りました」

註　山尾は造材師ではあるが、木材商から資金を供給せられて仕事をして居るものであり、むしろ山頭とも言ふべき立場にあるものと考へられる。從つて、山尾の盜伐には、之に資金を供給する者が必要であり、かゝる者は情を知つて贓物を買ひ受けた者ではあるまいかとも推測せられる所である。堅木某が、山尾に資金を供給した事は確實であるが、後の事實に至つては立證せられる事がなかつた。木材商と盜伐との問題は、更に研究せらるべきものと考へるが、玆では、山尾と堅木との賣買契約の大體を記してをくに止める。之は、昭和二年九月に口頭を以て締結されたものであつて、國有林よりの拂下木（山尾が拂下げを受けたものではない）甲乙二口が給付の目的であつて、甲は梻、栓、桂、シコロ角込三五八本、材積一〇三七石、乙は八尺枕木一九一四丁、七尺三六〇丁梻角一六〇本材積四七五石である。受渡場所は甲は標茶驛、乙はオソベツ堤防土場であり、價格は梻角四四〇圓、栓角四〇〇圓、枕木八尺一丁六十五錢、七尺四十六錢であつた。資金供給關係を見ると、甲分に對しては昭和二年十一月一日に契約金四〇〇圓を堅木より山尾に支拂ひ、其後總額三一二〇圓を仕送つて居り、又乙分に對しては二年九月二十五日に契約金四〇〇圓を支拂ひ、其後、總額三三七九圓を仕送つて居る。之等の點から見れば、之等兩者の關係は、單なる賣買でなく、堅木の事業を山尾が遂行して居たかの如くに見える。尙當時の釧路市場に於ける梻角は百石、六百二十圓程度であつた。

「而して、自分が同日、山北に對する過年度分の不法伐採辯償金取立の爲、山北方に到つて、辯償金三十圓を取立てた時、同人は星野分（ナラ九十本）を早速伐採したいから、代金納入方を取計つて呉れと申し、其の木代金百

七十餘圓を差出しましたので、自分は之を承諾して右金圓を預り、午後二時頃本所に參り、右山谷星野分並びに山北の辯償金を納入してやり、辯償金に對しては、本領收證、外二口分に對しては、納入告知書發行の暇がないとの事で、假領收證を受取り、星野分山北分の領收證は、山北方に持參して交付しました。其際、山北は自分に對し、痔疾治療方を奬め、其の療養費として百圓の貸與方を再び申出て吳れましたので、遂に百圓を借り受けたのであります。[註一]其儘山北方に宿泊しました處、同人は自分に對し、俺の金主との取引上の掛引があるから、右星野分の假領收證金百七十何圓何錢とある金百圓云々を金二百圓云々と改竄して吳れと申しましたので、自分は、山北は自分に貸した百圓の行先等の一時の彌縫策でも講ずる積りである位に考へ、其依賴を承諾し、同人から硯筆を借り受け、右依賴の通り改竄してやりました。其後、本所長から本領收證が送付になりましたが、前に山北の依賴がありましたから、書類の「壹百」とあるのをインキ消しで消し、其跡に「貳百」と改竄し、之を山北に送付し、至急假領收證を返戻せよと申してやりましたが、返戻がなく、其後請求した處、紛失したとの事でありました」[註二]

註一　前述の贈收賄罪の成立は、此の事實から、その意思を推定したのである。

註二　公文書變造罪に該る譯であるが、判決は此の點には、觸れて居ない。

「同年八月末頃に至つて、山神某（佐藤註本件關係者の一人）外數名から、自家用建築用材の買受申込書、山高某（本件關係者）からの同申込書、田中某代表の薪材申込書等相接して申込があり、自分に對しては、本所から其の實査命令がありました。又山根某（本件關係者の一人）からは、自分の前任主事の時代に、自家用建築用材の出願を爲したのに、却下となつたので、弟子屈方面から材料を買受け現在の住宅を建築したが、今回標茶驛前に待合所を建築したく、用材買受申込書を提出するから、是非許可になる樣取計つて吳れとの依賴がありました。又山高の申込に對しても、其の自家用々材であるか否かを確めた上、申込書を提出させましたので何れも賣拂許

可になつたのであります。其頃又田村某から標茶の學校建築用材賣拂の出願方に付いて尋ねられ、其の方法等を考へてやりました處、同人は願書を提出したものと見え、其の實査命令がありました。又此の頃、田中某が上オソベツ敎授場新築用材の買受方に付いて、右の田村と同樣の事を尋ねて來ましたので、之にも田村に對すると同樣、その方法を考へて見ました所、願書を提出したものと見え、其の實査命令がありました」[註]

註　右に述べた山神、山高、山根、田村、田中の申込に對しては、山田は申込と異る林木を實査し、公務所の記號を不正に使用し野帳、評定書、復命書を僞造行使し良木を伐採せしめて申込人の利を計り、其の任に背いて居るのである。尙此の外、山田の陳述にはないが、山藤某、星某、久野某の申込に對しても同樣の行爲をなして居る。

「三年一月末頃、山尾が自分方に參り、田村分の追加として、三四十本拂下げて呉れと申出てまいりましたが、自分は追加拂下處分[註一]の許否に付ては知りませんでしたが、若し出來るとしても、造材搬出の期間ならば兎に角期間經過後（田村分は期間經過後約一ケ月）ならば、追加の意味はないので不可能な旨を告げました處、同人は夫では何か他の方法で是非三四十本の賣拂方取計つて呉れと懇願して止みませんでした。それで、自分は山尾に對し、夫では年度替後の四月以降にならなければ、願書を提出しても不許可になるに決つて居るから、四月に入つたら直ちに願書を提出し、賣拂の許可を受け速に伐採するに宜い樣取計つてやると申した處、同人は四月になつて願書を提出したのでは融雪し、假令伐採しても、搬出は出來ないから、今の內に何とかして呉れと申しました。成程、自分が考へても四月になつてからでは融雪期になつて、實査困難になるし、且つ其の場逃れの方法として、兎に角、無責任ながら毎木調査丈けはして置いて、本所に對し特別に賣拂許可になる樣取計つてやると申し、昭和三年二月三四日頃、其毎木調査をして遣りました。[註二]所が、山尾は、右調査木を直ちに標茶市街地飯田某に金參百圓で賣却し、又山根に對し擔保として金貳百圓を借り受けたと言ふ事を、自分は同月十六七日頃知つたので

あります。話は前後しますが、四月十日頃山根が自分方に參り、山尾同樣追加拂下をして呉れと申しましたから、自分は、既拂下木の一、二割位ならば、或は出來るかも知れないが、君は前に正式拂下分が九十本であるから、三十本では一應本所に伺つて見なければ判らぬと申した所、同人は是非願つて呉れと申し立ち去つたのであります」

註一　追加拂下と言ふ拂下手續は存在しないのである。出願人に於て若し此の事を知つて居たならば、盜伐の犯意を認定せられても致し方がないのである。山尾の如く、造材を業とする者が、かゝる事柄を知らない道理はないのであつて、山尾は追加拂下が山田の權限に屬しない事を知らなかつた旨の抗辯をなして居るが、之は生枯損の區別に關する抗辯と同樣、採用せられなかつたのである。追加拂下に名を借りて窃盜をなしたものと認定され、又山田は之を幇助した事となる。

註二　何等實査命令のないのに、毎木調査をなし、極印を不正に打記したのであるから、公務所記號不正使用罪を構成する。但し、山田の眞意は後に明かにするが如く、之等の者の壓迫に堪へ兼ねて毎木調査をなしたが、後に至つて正式に願書を提出させ、形式を履踐させるにあつたのである。之が違法である事は言ふ迄もない。山林主事は拂下を許可する權限はなく、所長から命令されたものを實査し得る丈けであるからである。

「然る內、四月十五日頃、自分はルヽラン國有林巡視中、馬夫が優良なシナ角を運搬して來るのに出會しましたので、不審に思ひ尋ねた處、山尾のものである事が判明しましたが、山尾の所には右樣のものがない筈でありますから、始めて山尾が右調査木を自分に無斷で盜伐した事が判り、自分は憤慨し、盜伐の證の極印を打入して差押へを致しました。處が間もなく、山根が參り、右差押への件に付き質問しましたが、自分は、山尾が盜伐したから差押へしたと申せば、自然自分が不法に極印を打入れ便宜の取扱を爲した事が發覺する因になり、又山尾との將來の關係もあるので、山根に對しては單に、盜伐ではないが、追加拂下處分をした所、山尾は木代金を納め

ずに伐つたから懲の爲處分してやつたと申した處、同人は追加拂下が出來るなら俺の方にも是非賴むと申しましたので、今更否とも言へず承諾し下見をして置けと申しました。所が又、同日中か或は翌日かに山神が自分の所に參り山根と同樣な質問をしましたので、之亦山根に答へたと同樣の答をしました處、山神は、俺にも是非拂下を賴むとの事で應じないわけには行かず、追加拂下を承諾したのであります。而して山根分は同月十六七日山神分は同月十七、八日何れも其の實査を致しました。[註一]

處が、同月十七日早朝、飯田某が自分方に來て右山尾に對する差押角材は、飯田が買受けた上之を擔保として釧路市木材商山河某から借金して居る旨を述べ、且つ角材の買受證を示し、金で濟むならば何とかして呉れと懇願しましたので致方なく代金を預り、領收證を交付し盜伐の極印を消除してやりました。

山尾は其の後暫く來ませんでしたが、同月二十日頃同人の金主堅木の帳場某が來て自分に對し、山尾が追加と稱して拂下た木は堅木の方に呉れる約束なのであつたが、山尾が他の者に讓つてしまつたので、俺の立場が困るから、何とかして十本程でよいから拂下げては呉れまいかと申しましたが、自分は不可能なる旨申しました處同人は目下山尾と堅木は絕交狀態である等と話しましたので、自分は其話の序でに山尾に對する前述の盜伐極印の事から、右極印を打入した角材は追加拂下として年度替の四月になつてから正式の賣拂申込書を提出し、正式の許可を受け、極印を打入した樣にする積りであつたと眞實の事情を話しました處、同人は、夫では今一度、右の便法で山尾に對し拂下げてやつて呉れ、左樣すると其木を堅木に讓らせ山尾と堅木との不仲狀態を回復させたいからと頻りに懇願して止みませんので、自分は同情し、同人の願を承諾し、再度山尾に對し追加として、同人名義で賣受出願せしむる手筈を定め、同月二十四五日頃その實査をし同月二十七八日頃代金を豫納させ伐採せしめたのであります。[註二]猶、最初追加分として實査した分を山尾が無斷で盜伐したので止むなく山神、山根兩名に對し追加を許容した次第でありますが、此の兩名は、其の處分の不法な事は充分承知して居たと思ひます」[註三]

註一　此の場合に於ける山根、山神の盜伐犯意は右陳述の最後の項からも明かであるが、山田の行爲は公務所記號不正使用、竊盜幇助である。

註二　山尾は追加拂下を名とし二度盜伐をなして居る。山田の之に關する行爲は註一と同樣である。

註三　以上の陳述は、山田が山尾等の壓迫と自ら案出した僞言にひきずられて犯罪行爲を重ねるに至つた樣子をよく物語つて居ると思ふ。

「朔つて申上げますが、昭和二年十二月、自分は休暇を得て、妻の里に參りましたがその歸途十二月八日に釧路に立寄り、山北方に一泊いたしました。その晩山北は、自分に對し山谷名義分の七十二本を山尾が未だ伐採しないならば、同人は內地へ旅行中であるから到底伐採搬出期間內は伐採は出來まいと思ふから、俺に讓つて呉れと申しました。自分は山尾が承知するか否か判らぬが話をして見樣と申した所、山北は何分宜敷頼むと申し、木代金を支拂つておくと申しましたが、自分は其代金額を忘れて居ましたが、丁度山谷宛の假領收證を持參して居ましたので、之を山北に示しました處山北は百七十五圓を差出しましたので自分は之を預り翌九日標茶に歸りました。其後山尾に對し右の話を致しました所、同人は既に伐採したから山北の要求通りには出來ぬとの事でありました。夫で同月十七八日頃自分は上オソベツに出張し、同村に居た山北に對し山尾の話をし預つた百七十五圓は返金するから、標茶の自宅に寄つて呉れと申した所山北は不平を色々述べましたので自分は他の方法で別に賣拂になる樣盡力してやると其の場を逃れておきました。處が昭和三年一月末頃に巡視の爲再び上オソベツに參りました處部落民某から、山北が八十本程を伐採した事を聞き、始めて同人の盜伐を知つたのであります。又山北は昨年自分が調査してやつた星野分のナラを伐採せずヤチタモを伐採した事が判明致しました。自分が山北から預つた百七十五圓は山北が自分方に參らない爲そのまゝ返濟しないであつたのであります」[註]

註　山北は山田に百七十五圓を寄託してあるのを奇貨として盜伐を行つたのであるが、山田は預つた百七十五

圖は自己の用途に費消して橫領したのである。

「尙山下某、山武某、山吉某（佐藤註本事件の關係者）關係に就ては、昭和二年十二月末頃標茶某運送店に於て山下が自分に對し上茶別の山吉が自家用材の拂下出願をしたい旨を申して居るから、何とか便宜の方法で實査してやつて呉れとの事で、自分は四月以降にならなければ、駄目だと申した所、同人は四月になれば雪が融け且つ農繁期になるから其の前に拂下げて呉れる樣盡力して頂き度いと懇願しましたので、自分は何とか役所に願つて見樣から下見をして置けと申し、前後三回程巡視の序等に五本丈け調査してやつたのであります」註

註　此の調査が不法（公務所記號不正使用）のものである事は言ふ迄もない。かく山下は山田の幇助に依つて杢木の盜伐をなしたのであるが、此の外、山下單獨の杢木の盜伐も存する。

以上を以て山田の陳述の大體を終るのであるが、此の陳述に洩れて居るものに次の如き犯罪がある。即ち山中某の依賴を容れて、不正の調査をなし、贓盜の幇助をなした公文書僞造行使、公務所記號不正使用の件と田中某に對する同樣の件が之である。又山田の關係しないものとしては、山尾が單獨になした盜伐が二件存する。

以上を通讀すれば判明する如く、本件はすべてが、山田を中心としてまき起つたものであつて、短時日の間に、國有林に對し許すべからざる損害が、一人の官吏の怠慢と薄志から惹起せられたものである。

七、處　分　公判に付せられた者十一名の中三名は第一審で無罪の判決を受け確定した。他はすべて有罪の判決を受けたがその中第一審に於て確定したものは、山武、山吉の兩名で、何れも徵役三ケ月であり、山神は第一審に於て徵役六ケ月の判決を受け控訴したが、死亡の爲、公訴棄却となつた。山下は第一審第二審共に徵役六ケ月の言渡しを受けて確定した。山田は徵役一年六ケ月、山根は徵役六ケ月、山尾は徵役一ケ年、山北は徵役八ケ月で、何れも第一審、第二審共同樣であり、又何れも上告したが、棄却せられたのである。

（十四、一、三十一）